

【野村主査】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から基本問題小委員会の第4回を開催いたします。

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議の公開につきまして、予定されている議事内容を参照しますと、特段非公開とするには及ばないと思われまますので、既に傍聴者の方には入場していただいているところですが、特にご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村主査】 それでは、本日の議事は公開ということで、傍聴者の方にはそのまま傍聴いただくことにいたします。

まず、事務局から配布資料のご確認をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、配布資料の確認をいたしたいと思います。

議事次第の下半分をご覧ください。

まず、資料1といたしまして、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」についてという資料をお配りしております。こちら片面で、表紙を含めまして10枚紙となっております。続きまして、資料2といたしまして、「基本問題小委員会：委員提出意見まとめ(案)」をお配りしております。こちら両面で16ページとなっております。また、資料3といたしまして、「基本問題小委員会報告(案)構成」、これは片面1枚紙となっております。最後に、資料4といたしまして、「基本問題小委員会報告(案)」本体でございますけれども、第4章部分を除いたものを両面12ページでお配りをしております。

なお、資料1に係る懇談会報告の本体につきましては、メインテーブルにお着きの皆様にのみ配布をしております。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご質問おありでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りますが、本日は、まず先月取りまとめられました「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」について、事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

【壹貫田課長補佐】 それでは、資料1について説明をさせていただきますけれども、本日は文部科学省と関連の深い事項を中心に説明をいたしたいと思っております。

資料1の1ページ目、表紙1枚開いていただいて、1ページ目をご覧ください。資料にもございますとおり、本年3月17日、デジタル・ネットワーク社会に対応した知の拡大再生産の実現、あるいは、我が国の豊かな出版文化の次世代への継承といった課題について検討するべく、広く関係者の皆さんがお集まりいただく形で、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を総務省、文部科学省、経済産業省の3省の合同により開催をいたしたところでございます。

具体的な検討に当たりましては、いわゆる技術ワーキングチーム、それから利活用ワーキングチームとに分かれて検討を行いまして、技術ワーキングチームにつきましては計7回、利活用ワーキングチームにつきましては計6回にわたっての検討が行われました。その上で、6月28日の第3回懇談会において、懇談会報告が取りまとめられました。

懇談会報告の概要につきましては、2ページ目をご覧ください。2ページ目に事項が全部で大きく8つございます。資料にもございますとおり、具体的政策の方向性とアクションプランと題して、8つの事項に整理されたものを並べてございます。そのうち、文部科学省と関連の深いものとしたしましては、1、それから3、それから7が挙げられるところでございます。それぞれにつきまして、懇談会報告本体に記述されております内容を補足しながら、簡単ではございますが説明をいたしたいと思えます。

3ページ目をご覧ください。まず、出版物の権利処理の円滑化に関する検討についてでございますが、この点につきましては、権利処理に係る取引コストを効率的かつ円滑に行うための一つの方策として、何らかの権利の集中管理といった制度的・組織的なアプローチを模索することが必要ではないかとの認識が示されましたが、一方で、何を集中管理の対象とするのか、また、集中管理の具体的な仕組みをどうするのか、誰が主体となって集中管理を行うのか、集中管理に全ての出版物がなじむのか、といった種々様々な解決すべき課題があるといったことを踏まえまして、今後は実態をしっかりと検証・把握した上で、権利集中管理の必要性そのものも含め、今後さらに検討を行う必要があるとされました。その結果、新たに著作者や出版者などの関係者において検討の場を設け、具体的にさらに検討を進めていくということで、懇談会報告に記述されております。

次に、同じく3ページ下段の出版者の権利付与に関する検討についてでございますが、この点につきましては、出版者の方の側から、出版者の権利内容を明確にすることにより出版契約が促進される可能性があること、また、デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加することが想定される出版物の違法複製、こういったものに対しても出版者に権利付与し差止め請求

を行えるようにすることで、より効果的な違法複製物対策が可能となるといったことなどを理由に、出版者に著作隣接権を付与するべきであるとの主張がなされたところでございます。

一方で、こうしたご主張に対しましては、現状では出版者に権利が付与されておらず、違法利用に対して法的措置を講ずることができないため権利付与について一定の理解を示しつつも、具体的な権利の内容については慎重に検討をするべきであるといったご意見や、米国のように著作者と出版者との間で明確な出版契約を結ぶことによって種々の課題に対応が可能であること、また、一律に出版者に新たな権利を付与することは、権利関係をさらに複雑にし権利処理に支障を来すことになるといったことを理由に、出版者に対する権利付与に対しては反対であるといったご意見も出されました。

このようなご意見を受け、懇談会では、出版契約や流通過程に与える影響、それから各国の動向について調査・分析等を実施し、また、議論の場を設けることなどを通じて、これも今後さらに検討をする必要があるというふうに記述されております。

最後に、8ページ目をご覧ください。デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方の整理ということについてでございますけれども、この点につきましては、出版物のアーカイブ化という観点からは、とりわけ市場での入手が困難な書籍やフローの情報である雑誌などについては、納本制度を有している国立国会図書館が積極的な役割を果たすべきであるといったご意見が出された一方、アーカイブ化といったサービス以外のその他の公共サービスの在り方につきましては、図書館が電子書籍、電子出版物を無料で配信、貸し出すということでございますけれども、ということになれば、出版者・書店に与える経済的影響が測り知れず、図書館との共存が不可能になってしまうといった懸念や、パブリックドメインの出版物であったとしても有料の出版物として現に流通している以上、パブリックドメインの出版物を含めた役割というものが出版者にあるということを確認するべきであるとの見解が示されました。

そのほかにも、現状でも実際に図書館で貸し出されている本はベストセラー本や娯楽本が多く、著作者や出版者、地方の書店などへの経済的な影響は少なくないため、電子出版を図書館が貸与することについては抑制的であるべきとの意見も出されました。

これを受けまして、懇談会では、デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方について検討するため、今後、関係者において検討の場を設置し、関係者間で合意が得られたものから逐次実現に向けた取組を実施すること、また、国としても取組が円滑に実現できるよう、例えば実証実験に係る支援を行うなど側面から支援することが適当であるとの記述となっております。

ります。

以上、文部科学省に関連の深い事項を中心に説明をいたしました。今後は懇談会報告を受けまして、文部科学省の関連では主に3つの事項に関してさらに検討を行うということになっております。

具体的に、いつ立ち上げ、どのような形で検討を行っていくかということにつきましては、現在検討中でございますけれども、いずれにいたしましても、懇談会やワーキングでいただきましたご意見等をしっかりと踏まえながら、また、実態を踏まえ掘り下げた検討がなされるよう、関係者の皆様にお集まりいただき検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局のご説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 デジ懇でまとまった報告書の中で、引き続き文化庁が検討する課題は3つあると言われましたが、どれですか。

【壹貫田課長補佐】 資料1の2ページ目に基づいて申し上げますと、1番と3番、7番について文部科学省、文化庁が中心となって検討していくということで進めております。

【野村主査】 よろしいですか。

【松田委員】 はい。

【野村主査】 ほかに何か。

それでは、これについてはよろしいでしょうか。

では、次の議題に移りたいと思います。資料2に基づきまして、各委員からご提出いただいております意見について意見交換を行いたいと思いますが、前回、途中までになっておりまして、資料2の15ページ、論点3の中の「書籍のデジタル化」というところから始めたいと思います。

この資料2につきましては、前回から加筆・修正が行われておりまして、事務局から最初にご説明いただいて、それからご議論をお願いしたいと思います。

【壹貫田課長補佐】 資料2につきましては、1点、ちょっと補足をさせていただきます。

資料2の中には、下線の部分とそれから網かけをさせていただいている部分がございますけれども、それぞれの意味につきましては、下線部分が、前回の本小委員会におきまして、追加

して口頭で出していただいたご意見を反映させたもの。それから、網かけが、これも同じく前回の本小委員会におきまして、こういうふうに修正をいただきたいという修正のご指摘があったもの、これを反映させたものということでございます。

1点補足させていただきました。

【野村主査】 それでは、先ほど申し上げましたように、論点3の中の「書籍のデジタル化」というところから、ご議論をお願いしたいと思います。

どうぞ。

【瀬尾委員】 書籍のデジタル化に関しては、最初にデジ懇のご報告もいただきました。これまでデジタル化という話が出てきておりますけれども、書籍のデジタル化に関しては、単にメディアとか一分野がデジタル化するものではなくて、今後の社会にとってのインフラもしくは文化の基礎に当たる部分が、デジタル化と新しい流通を迎えるための議論であろうかと考えています。単純に本が電子化していただくだけではなくて、いわゆる文字情報が情報化されて、日本の中に流通していく仕組みとして非常に重要なテーマであろうと考えて、まさにこの基本問題小委員会が、本来であればまず真っ先に考えるべき問題となっただろうと思われま

す。ただし、先ほどのデジ懇の結果を受けて、より具体的な問題と、非常に早い進歩でデジタル化が進んでいるという現実がありますので、これに対応するシステムについて早目に考えることが必要だと思います。

この基本問題小委員会が扱うのか、先ほどご説明がありましたデジ懇の議論を継続する中で扱っていくべきものであるかは、どちらでもよろしいかと思います。ただ、この一分野として、最後に一言、一項目として「書籍のデジタル化」と書いてありますけれども、これは、もっと大きくかつ多角的な取組が必要だと思います。そして、その中で、実は著作権法で扱える部分をきちんと切り分けないと、全てが著作権法で扱えるのかどうかも難しい問題だと思いますし、また、権利のサイドからだけ見ていると、かなり大きな変化なので多分全体像が見えてこないのではないかと思います。

この問題は非常に大きいので、かなり大々的な取組をお願いしたいということと、もう一つは、多角的かつ迅速にこの問題について解決する組織・システム、また検討する場を早急に設置していただきたいというふうに思います。関係者、関係団体の中で、関係というのはどこまで関係かということは、世の中全員が関係者なのですけれども、大変大きな影響がもう始めていると思いますので、議論というよりは、具体的な内容について迅速な対応を文化庁においてもお願いしたいと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかに、ご発言いかがでしょうか。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 松田です。

瀬尾委員が言われたところに全く同感ございまして、このまま放置いたしますと、GoogleとiPadのAppleと、それから先行しているkindleのAmazon。kindleの勢いが若干iPadの影響で落ちているように思いますが、日本のコンテンツ市場がこの3社の競争の中に収斂されていって、そして、日本がプラットフォームも持たない、発信するためにいろいろな仕組みを各社が作っても、競争の中で吸収されていってしまう可能性がある。これは、去年、一昨年辺りから見えているにも関わらず、具体的な対応はとれないわけです。

瀬尾委員が言われるとおりございまして、これは文字だけの問題ではなく、日本がデジタル・ネットワーク社会を作れるかどうかの試金石のような状況になっているという危機感を持たなければいけないのではないかと思います。単にビジネスの部分でアメリカに先行されてしまうという危機感だけではないということをご認識願いたいわけです。

それはどうしてかということ、文字の文化はその国の知的レベルをまさに体現しているわけです。その知的レベルを、全てアメリカに、ないしはアメリカの1社に収斂されることでよいのかという問題提起がまずあるべきだと思います。この問題は、本来、審議会を超えたはるかに大きいところで国が考えなければならないはずですが、果たしてそういうところまで今の国が検討しているとはなかなか見えないわけです。ぜひその点は文化庁にリードしていただいて、議論を進めていただきたいと思います。

知的レベルをアメリカに左右されていいのかということ。簡単なことを言えば、国防や科学技術や、場合によったら産業技術も、アメリカの検索にかからないとなかなか文献が取得できないというような状況を日本が甘受して、科学技術・産業文化を維持することができるのか。もちろん、その1社が極めて公平に世界中の文献を扱ってくればそういうことが起こらないわけです。しかし、公平化ということ自体も検証できないような社会になるわけです。そのためには、文献の検索システムについては、やはり最低限でも3極、日本とヨーロッパ、それとアメリカとが競争し合って、それぞれがつながり合うという関係を作らないと、グローバルな知的なシステムを作ってはいけないのではないかと考えています。

ぜひ、著作権のレベルをはるかに超えた問題であることをご認識願いたいと思っております。

【野村主査】 ほかに。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 一般に「書籍のデジタル化」という言葉でくくられてしまうのですが、現在言われているデジタル化というのは、iPadやKindle等で新刊本が配信されるということが主な論点になっていると思います。それと、国会図書館でアーカイブしたデジタル画像はテキスト文書ではありません。単に本のページをデジカメで写真を撮ったというようなものです。もちろん、Googleがやっているように、本の画像をイメージとしてデジタル化しますと、英語の場合はOCRソフトを使えば、文字情報としてテキスト文書化でき、また、読み上げも可能になってくるわけです。ところが、日本語の文書はそう簡単にデジタル化できないという問題があります。ここをどうとらえるのかということで、最初からテキスト文書になっているものと、イメージ文書のものとは、配信や権利処理方法が大きく異なってきます。その点で、この2つははっきり分けて考えるべきだと思われま

す。テキスト文書、新刊書を配信する場合は、本を書いた人が現役ですので、これは出版者、配信業者と著作者が契約を交わせば、大抵のことは対処できるだろうと思われま

す。ところが、国会図書館のデジタルアーカイブは、現在の予算ですと1960年代までデジタル化できるということであり、これはデジタル化ができましたら直ちに何らかの形で利用できるようにしなければならないと思われま

すけれども、1960年代といえますと50年ぐらい前でありま

す。50年前でありますから、現行の保護期間で著作権は存続しておりますけれども、例えば出版者に隣接権を与えたとしても、50年たてば消えてしまうというのが、これまでのレコードに関する考え方でありま

す。その点でも、新しいテキスト文書の配信とは全く違っておりま

すし、それから、50年前に現役の作家であった人は、今はほとんどいないのではないかと、大半がオーファンワークスになっているのではないかと思われま

す。これをどのように権利処理していくのか。

もしも、国会図書館のほとんど全てのアーカイブデータを国民が利用できるという形にするならば、大幅な権利制限を実施するか、裁定制度を大幅に改革するか、あるいは、デポジット制にしてクレーム処理費のようなものを積み立てて、とりあえず全部読めるようにしてから、後になってオプトインした人がいたらお金を払うというような、いろいろなやり方があると思われま

すけれども、とにかく何らかの対策を立てないと、せっかく国民の税金でできた国会図書館のデジタルアーカイブが利用できないことになってしま

います。

国会図書館のデータは、現在の法律でも国会図書館へ行けば利用できますけれども、これは東京の人しか利用できないわけです。関西分館がありますが、実はデータセンターでありま

す、とんでもない田舎にあります。ですから、全国民が利用できるようにするためには、何ら

かの大改革が必要です。文芸物のJASRAC化みたいな、とにかくみんな使えるようにするための対策が必要です。

もしも、そういう一括して権利処理できるようなシステムができましたら、今、議論されておりますフェアユース規定のようなものは必要なくなるのではないかと思います。全部その権利処理をする機構へ頼めば、オーファンワークスについても使えるようにするということになり、それ以外の著作物の利用についても大幅な前進が可能になるのではないかと考えております。

以上です。

【野村主査】 ほかに。

どうぞ、石坂委員。

【石坂委員】 松田先生がおっしゃったことは非常に重要だと思います。例えば、あらゆる意味でのアメリカの圧倒的優勢に対して抵抗しているのがフランスです。そういうような意味において、デジタル時代においてはもう国境を越えた部分が大半ですから、日本がある程度は先導してアジアとEUと、アメリカを入れないと変かかもしれませんが、いろいろな問題を率直に語り合っ、このままいくと自由競争はいいんだということになると、ほとんどアメリカが1人勝ちの状況で、アメリカが英語の流通と相まって思想もリードしていく可能性がある。

イラク戦争のときに、アメリカにすぐについたのがアングロサクソンの仲間であるイギリスで、言語が違うフランスとドイツはむしろ反対した。ところが、このごろは英語の流通も含めて全部アメリカの基盤に吸い寄せられている。こういうとき、やはり日本はEU、あるいはアジアの有志というか同じような状況にある人たちと、まずは意見交換をする緩い連携をとるようなことを、世界的なレベルで考えたらどうかと思います。もう1国レベルで収まらない問題がたくさんあると思います。

【野村主査】 ほかに、ご意見いかがでしょうか。

松田委員。

【松田委員】 アメリカのGoogleだけの対応をとりましても、Googleがこれまでブックサーチ、今Google Booksと言っているシステムですが、これを世界中にある程度納得してもらって、英語圏だけでシステムを作るというところまで持ち込むだけの、システム以外の費用は3,000億円かけています。これは大変な費用です。では、日本はどのようにしたらできるかと言ったら、もう既に日本は去年の著作権法の改正で、国会図書館がアーカイブ化できることは決めたわけですから、少なくとも法的なサポートはできているわけです。



国会図書館の予算からいいますと、去年と今年で約130億円の費用を使って70万部のデジタル化をするわけです。それから逆算していきますと、国立国会図書館にある全部のデジタルデータ化するのに700億円から800億円かからない。もっと効率よくなっているのだから600億円ぐらいでできるだろうと担当者は言っております。600億円で国立国会図書館のアーカイブ化ができるというのは、いかに小さな金額かを認識してもらいたいと思っています。少なくともダムを造る費用の半分です。

しかし、これには問題があります。今、三田委員が言われたように、テキストデータ化ではありません。テキストデータ化する場合には、恐らく1.5倍ぐらいの費用がかかるだろうと思っています。しかし、テキスト化するのは新しい方だけでよく、古い方はPDF化だけでもかなり役に立つだろうと思っています。しかし、その程度の費用です。国会図書館をサポートして、その利用を促進するということを今日本が考えれば、まだアメリカに対抗できる時間的差はあると思います。はっきり言えば、アメリカは日本にまだ手がついていないような状態ですから、可能だと思います。それにプラットフォームを開発して、その外側に権利処理団体を作って、それを適宜適法に提供すればいいと思っています。それはもう、アメリカにでも提供すればいいわけです。そうすれば、国会図書館を中心とした検索制度はできる。ビジネスにも影響を与えない。もちろん、公共の立場にも提供できる。

そうすると、先ほどご担当も言われたように、デジ懇で検討すべきテーマになっているところは、1番の権利の集中管理、3番の出版者への権利付与、7番の国会図書館・公共図書館の在り方、この3つにまさに論点は集約される。この論点に集約されることは分かり切っているわけですから、できるだけ早くやらなければならないと思っています。

日本はまだアドバンテージがあるし、予算的にもできないことではないし、完全に日本の技術としては存在する。ぜひ、審議会でこの問題を検討するように、野村分科会長にもお願いしたい次第であります。

【野村主査】 それでは、よろしいでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】 私もこのデジ懇のワーキングには参加していたのですが、参加しながら自分が思っておりましたのは、Google、Apple、Amazon、そして最近ではFacebook、こういった黒船が4隻来ましたと。たった四杯で夜も眠れない状況で、それに対して文部科学省、総務省、経済産業省という御三家が会談をしているという、そういう構図に見えたのですけれども。

問題は、これはアメリカ連邦を相手にしている話ではなくて、民間企業なんですね。そうい

った企業が例えばみんな日本企業になってくれて、日本に来てくれて日本ベースでビジネスをやってくれるのだったら解決するかもしれないですけども、問題は、そういう企業がなぜ日本ベースで出てこないのかということころでしょう。結局、それは先ほど松田委員がおっしゃった、著作権という枠を超えたもっと大きな話をしなくてはいけなくて、成長戦略とか、経済政策とか、総合的な規制緩和、税制をどうするかという話だと思えます。そういった問題に対して、著作権を議論しているサイドからも、そういう状況になっていますよと、もっと大きな国全体の経済政策とか外交の中で対応してもらわないといけませんよというメッセージを出していくことが必要なのではないかと思います。

以上です。

【野村主査】 それでは、よろしければ、いろいろな項目が入っていますけれども、「その他」のところでは何かご発言ございましたらお願いしたいと思います。

大寺委員、どうぞ。

【大寺委員】 放送と通信の融合の部分ですけれども、これは黒木委員が問題提起された部分です。黒木委員がどういう趣旨かというのは承知しておりませんので、この関係で私の考えを述べさせていただきます。今回、総務省の方の放送法等改正は国会で廃案になりましたが、いずれまた近いうちに国会に上程されて成立するのではないかと予想されます。今回、放送は基幹放送事業と一般放送事業という形で大きく枠組みがくくられました。その中で地上放送等は基幹放送ですけれども、いわゆる通信と放送の間のグレーゾーンのような部分について、一般放送事業として読み込めるような形での事業がこの放送法の改正の中に入ってきているのではないかと思います。

そこで、放送、通信というものについて、従来の二者択一的な分類ではなくて、その中間的な形態の事業がどんどん具体的なビジネスとして出てきておりますが、これに対応した形の部分について、やはり著作権法の方も一回見直しをしなくてはいけないのではないかと考えています。例えば、放送事業者と有線放送事業者という形で隣接権の関係も出されておりますが、これは現在、放送の関係に限ってですけれども、やはり将来的にいえば二次利用という形での状況になった場合、今までの扱いと同じようなものがあるのかどうかとか、そういうような部分もきちんとした検証が必要なのではないかなというふうに思っております。

ぜひこの辺についても、直接的には文化庁と総務省の方のすり合わせということになるのかと思いますが、ぜひ検討課題として議論していただければと思っています。

以上です。

【野村主査】 ほかに、ご発言いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、委員提出の意見についての意見交換は以上にいたしまして、議事の(3)の、基本問題小委員会の報告(案)について、意見をいただきたいと思います。まず、事務局から報告(案)についてご説明をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、報告(案)の今度は本体につきまして、簡単ではございますが説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

資料4、1ページ目でございますが、「はじめに」といたしまして、本小委員会の設置、それから今までの検討の経緯につきまして記述をしております。

次に、1枚おめくりいただきまして2ページ目以降でございますが、第1章におきまして、本小委員会で検討を進めるに当たって整理をしていただいたわけですが、その際に整理をいたしました論点について記述をいたしますとともに、本小委員会において計4回にわたって複数の有識者の方からヒアリングをしていただいたわけですが、そのヒアリングにつきましておまとめしております。

まとめるに当たっては、大きく2つに分けてまとめてございまして、第2節ということで、「デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係について」という観点からまとめてございます。具体的には、1で最初にお越しいただきました根木先生の話、それから斉藤先生のお話であるとか、遠山先生のお話であるとか、城所先生のお話、そういったことを第2節においておまとめしております。

それから、もう一つの観点でございますが、これは第3節において、著作物等の関連事業を行っている事業者の皆様方の取組というものをお書きしております。具体的には、放送関係の方々、それから出版関係の方々にお越しいただいてヒアリングをいたしましたし、また、CDやモバイルコンテンツビジネスであるとか集中管理の在り方といったものについてもヒアリングを行ったところでございます。そうした有識者の方々の内容をおまとめしております。

なお、これらのヒアリングをまとめた記述につきましても、別途ご発表いただきました有識者の方々のご確認をいただけるようにしてございますので、一言申し添えておきます。

次に、8ページ以降の第2章でございますが、ここから論点整理に対応してまいりますけれども、今まで委員の皆様方のご意見をまとめたものでいうと、論点1に当たりますけれども、第2章で「デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価」についておまとめしております。ここにつきましては、ヒアリングを行った有識者の方々から示されたお考えや、また、本小委

員会で委員の皆様方からご指摘のありました点につきましてまとめております。

詳細は本文をご覧くださいと思いますが、簡単に説明いたしますと、デジタル・ネットワーク技術の進展がもたらす変容、その評価・認識につきまして、違法複製・違法流通の増大がもたらされること、あるいは恒常的なソフト・コンテンツ不足の状況があること、またプロとアマの混在、それから電子化による著作権処理の迅速化、ビジネスモデルの変容といったご指摘をまとめてございます。

次に、11ページ以降の第3章でございますが、ここでは、いわゆる論点2に当たります「著作権制度の果たす役割」について記述してございます。

こちらも詳細は本文の方をご覧くださいと思いますが、簡単にその内容を紹介しますと、精神的な豊かさを求める時代の到来とともに、技術的な発展は記録媒体の大容量化に伴う恒常的なコンテンツ不足の状態をもたらしている。そういったことを踏まえれば、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き著作権制度の役割が変わることはなく、むしろその重要性はますます増大するということ。一方で、コンテンツの利活用が需要の増大に対応していないという課題を解決するためには、著作権制度が自由な表現や流通の障害になっているという認識を持たれることのないよう、利用者の利便性を図るシステムになるということが必要であるといったこと。そのため、今後の著作権制度につきましては、デジタル・ネットワーク社会においても、その果たすべき役割は変わるものではないとの認識を前提としつつも、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴った必要な制度の見直しということを行っていく必要があること、そういった趣旨で記述をまとめてございます。

以上、第4章のそういった形で、報告（案）につきまして、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

報告（案）を作成するに当たりますは、本小委員会においていただきましたご意見等を踏まえまして、記述したつもりではございますけれども、必ずしも記述が十分ではないところなどもあろうかと思しますので、この場で委員の皆様方にまたいろいろとご指摘をいただければと思っております。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告（案）につきまして、意見交換を行いたいと思います。ご質問を含めまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

先ほどの資料2で皆様からいただいておりますご意見の整理に従った形で報告をまとめてお

ります。これまでかなりご発言いただいているところでございますが。

瀬尾委員、どうぞ。

【瀬尾委員】　　こういうことで報告はよろしいかと思いますが、結局、考えて実行しなければいけないという提案があるだけで、具体的なアクションとかプランとかもっと突っ込んだ部分というのは、なかなか踏み込めなかったところがあるかと思います。これは、運営の審議会を通じてでもそうなのですが、こういうことを強くやるべきだという意見として、まずこれが発端になるべきではなからうかと思います。その強さというのは、いろいろなレイヤーがあると思いますので、文化庁を中心にお考えいただいて、これをとにかく迅速に強くやるというメッセージであるということ強調していただきたいと思います。

内容については、いろいろなところで議論すべきことがたくさん含まれておりますので、省庁横の連携の中できちんと割り振った上で、デジ懇を参照しつつ、ぜひ迅速な実現に向けて、これを土台としたアクションをお願いしたいと思います。

もう一つは、文化ということはこちらで言えると思うんですけども、今回のお話は、実は文化の多様性ということを、先ほど松田委員もおっしゃいました、文化という側面は、この文化庁からやはり発信すべきことだと思います。今回の統一プラットフォームによる文化の多様性を損なう可能性があるような動きというのは、別にローカルがいいとか、地域・民族が最善であるとは全く思いませんけれども、ただ、文化がその多様性を損なわれてしまうようなシステムに対しては、強くブレーキをかけるという、その文化的な側面からの緊急性・重要性というのは、ここから発信すべきではないかと思います。もっと経済的なものは、別のところからでも発信できますけれども、多分、文化として多様性が失われることは、国としてもそうですし、人類全体の中で非常に重要なことであるということは、ここから発信していただきたいと思います。

最後にもう一つは、日本的なコンテンツの作り方について、それぞれローカルでいろいろなことがあり、日本、ヨーロッパ、中国、いろいろなところで物を作っていますが、それをみんな押しなべて考えられている傾向にあるのではないかと思います。私は日本の、例えば宮崎駿監督のアニメを生み出したような土台や、コミックを隆盛にした土台、そういう日本的な物作りの特徴を、きちんと的確に把握して、それを日本のシステムに反映するような考え方も必要なのかと思います。それが、日本の文化につながっていくわけですし、逆によそと違う部分ははっきりすることによって、ヨーロッパやアメリカ、またアジアにおいても、日本はこんなことをして、こんなものができているということで、相互の刺激になっているのではないかと

います。ですので、日本独自の創造の特徴とそれに合ったシステムを、そろそろ意識的に議論をしていってもいいのではないかと考えております。

以上、全体に対してです。

【野村主査】 どうもありがとうございます。

ほかに、ご発言。

河村委員、どうぞ。

【河村委員】 報告書（案）の2ページの下から2つ目の丸ですけれども、「こうした方針の下、デジタル・ネットワーク社会における著作権保護の意義について検討する観点から」と書いてあるのですが、私はここにすごくひっかりまして、委員会が始まる時の文化庁次長のご挨拶など読み直しましても、デジタル・ネットワーク社会における著作権の在り方をこの委員会では話し合ったという認識ですが、「著作権保護の意義」というのはニュアンスが違うと思います。

私は著作権を保護する必要はないとか、ないがしろにする意味で言っているわけでは決していないのですが、「著作権保護の意義について検討する観点から」という説明は、今までされた覚えがありません。皆さんで話し合ってきたことのニュアンスがゆがめられています。これからの社会における著作権の在り方と、著作権保護の意義とは違うことだと私は思います。

【野村主査】 例えば「著作権の在り方」と変えるべきではないかということですか。

【河村委員】 著作権の在り方を話し合うことと著作権保護の意義を話し合うこととは、全然違うと、皆さんもお感じになると思います。

【野村主査】 今のご意見について、いかがでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 確かに著作権保護だけの問題ではなくて、著作権は保護しなければならないのですけれども、同時に利用者の利便性の確保ということも考えなければなりません。これは車の両輪のようなものですから、一方的に守ればいいというものではないと思いますし、著作権を保護しながら、どれだけ利便性を確保できるかということが一番難しい問題だろうと思います。ですから、そういうことを踏まえて、もう少し言葉を選ぶべきだと思います。

【野村主査】 それでは、ここは。

【壹貫田課長補佐】 先ほどいただいたご意見を踏まえまして、作り直したいと思います。

【野村主査】 では、事務局で引き取って、検討していただきたいと思います。

ほかの点についていかがでしょう。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 今の著作権保護のことについてですけれども、ある会合で日本の伝統芸能のかなり優秀な方から出た話ですが、「日本の伝統芸能は、特に邦楽を中心にかなり状態が悪い。保護ではなく、活性化です。保護するのはトキでたくさんだ、保護していると死んでしまう」と。つまり、伝統芸能の中で一番、物を考えていらっしゃる方は、保護ではなくて活性化が必要だと思っています。

この議論、今までの小委員会で、私は相当抽象的なことばかり言って、先回、松田委員にたしなめられましたけれども、基本問題を扱っていますからそういう抽象的なことが必要だと思っています。

何を言いたいかといいますと、活性化に当たって何が必要なのかというところの問題のつかまえ方だろうなど。活性化に当たって、流通だけ考えるのではなく、バランスとって考えましようということです。私は非常に単純なことしか言っていないのですが、そのところが、やはりこの小委員会の意義であったと思いますし、文化のために著作権法を大いに役立てるべきであるという流れが少しあったというところでは、私は今までの何回かの会合の意義があったのではないかと考えております。

【野村主査】 ほかにご発言は。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 この小委員会で著作権契約法を考えなくてはいけないという発言をたびたびして、多分積極的な賛同が皆さんから得られていないから、この中に盛り込まれていないのだと思いますが、ぜひもう一度考えていただきたいと思います。

先ほどのデジタルコンテンツ流通を促進するための方策としては、契約を促進して、何がどこまでできるかということを確認にする契約を個々に結んでいくというのはそのとおりですけれども、場合によっては実定法があってそれを土台にして契約を結ぶことになるわけです。

それから、契約書がなくても、契約書に不備があったとしても、著作権契約法にその場合はこうなるという規定があれば、それがたとえ任意規定でも、契約実務にはいい影響が出るだろうと思っています。

例えば、デジタル化の合意はないけれど、紙の出版は許されている契約書があるとか、ないしはその契約書すらない場合に、デジタルコンテンツ流通の範囲内でこういうことでできるというような任意規定があれば、それは契約解釈として可能になっていくわけです。全部規定がないから駄目だということから出発しないで済むわけです。

それから、もう一つ具体的な例を言えば、版面権についてはこの小委員会でもデジ懇でも既に議論になっておりますけれども、この社会状況の中で版面権を5年、10年で立法できると私は考えていません。立法してはいけないとは思っておらず、むしろ賛成の意見を出したいと思っていますけれども、なかなか難しい。それはどうしてかと言うと、第8小委員会でその意見を既に出しているわけです。しかし、それは文化庁から外に出たときには通らないわけです。もちろん与党も通らないし、大反対が起こるところは経済産業省と経団連です。直截には経団連です。

なぜ経団連が大反対したかという、余り経団連に関係ないように思われますけれども、今の社会状況を見ると、経団連はちゃんと布石を打っていたということがお分かりになりますよね。著作権法の中の権利者が増えるということになると、プロバイダー、コモンキャリア、ハードメーカー、こういう産業界への配分が少なくなることは間違いなく、コンテンツと機器に全部にお金を使うアmountは、恐らくその中で分け合わなくてはならないからです。そのところをきちんと読んでいたからです。

しかしながら、今度は、その隣接権的な保護がなければ、契約が促進できないためデジタル化できず、場合によると産業もうまくいかない、全体としてはシュリンクしてしまう状況になってきました。

そうすると、隣接権についての議論は別論としても、やはり出版者を中心とした権利処理をしていかないと、少なくとも書籍についてはデジタル化できないということが見えてきてしまったわけです。そうなったときに、5年、10年かけて隣接権を立法するよりは、契約法によって出版者の地位があるということを確認できるのであれば、私は契約もデジタル化も進むと思っています。

2つだけ具体的な例を示したわけですが、日本に著作権契約法がないことによるマイナス面は、そう明確には見えないけれど、かなり広いところで影響を与えていると私は思っています。

野村先生は民法の研究者ですから、そういう糸口を作ってもらいたいと思っている次第です。できれば、この中に1項目加えてもらえないかと思っているところです。議論していただければと思います。

【野村主査】 契約については、各委員の意見の中にいろいろございまして、恐らくこの次の第4章で出てきます。今日の資料2で言いますと、事務局の方でまだ文章化されていないということですが、論点3の部分が第4章の本文として入ってくると思います。



ということで、よろしいですね。

【壹貫田課長補佐】 はい。

【野村主査】 どうぞ。

【苗村主査代理】 今回の点で、私は松田委員のおっしゃることに基本的に賛成ですが、具体的には第2章の9ページで、デジタル・ネットワーク社会に対する評価等のまとめをしているわけですが、第1から第5まで重要な点が指摘されている。これは、まず違法複製・違法流通から始まって、最後に第5で、「クリエイターとユーザーが直接つながることにより出版者や云々」という、ある意味問題提起で終わってしまっているわけですが、多分、新しい契約法あるいは契約システムの必要性というのは、第4もそうですが、第5のところ絡んでくるので、むしろこちらが重要です。それを第2章のまとめの先に出して、当然、その中で「従来の出版契約その他の延長として、新しいデジタル・ネットワーク社会に適した著作物の利用促進に関する契約の在り方を考える必要がある」ということを入れるべきではないかと思います。

違法複製その他は、むしろそれを前提にして議論すべきです。この第1から第5までの順番を入れ替えて、松田委員の話をここで強調した方が後の議論につながるのではないかという気がします。現在の書き方は後ろ向きで、いうならば、法律は変えなくてもいいけれども違法複製を見つけることが重要だということからスタートしてしまっているという感じに見えます。

以上です。

【野村主査】 ほかに、ご意見いかがですか。

それでは、まず里中委員。その次に、瀬尾委員、お願いいたします。

【里中委員】 先ほど来、松田委員がおっしゃっていることについて、共感する部分が大変多いのですけれども、ほとんどの国民が契約の基本を知らないことが問題だと思うんです。

私の属している世界は、ここにいらっしゃる皆様と違ってかなりアバウトな感覚で、契約書も存在しないまま長い間ずっとやってきたのが過去の歴史です。契約書ができたとしても、相手によって契約書が違うということがたくさんあります。若い人に対しては、電子化、キャラクター化、グッズ、全て当該出版者がその窓口になるという契約にみんな判子を押してしまいます。

皆さん、著作隣接権を出版者が持たないから活用化されないと思い込んでいらっしゃるようですが、実は権利は持ちながら、契約によって権利を持っていると同然ですが、塩漬けというのが、恐らく90%はあるわけです。はっきり申し上げて、大手の会社はちゃんとやっているものですから、中小のいろんな企業に対しての実態を恐らく余りご存じないまま、いろいろなこ

とをよかれと思って考えていらっしゃると思いますが、中小の会社というのは、契約書を盾に縛りつけたまま塩漬けにして、結局才能を枯らしていった、活性化も利用も活用も何もしないで、よそに使われるぐらいなら、自分のところで押さえておきたいと。では、活用してくれるかといったら何も活用しないまま、電子化に対しての権利も契約書の中で持っておきながら、一切デジタル化もせずにはほうっておくわけです。だから、活用されていない作品が、もう山のようにあるわけです。

ですから、かねてより契約書ぐらいちゃんと作ってください、ちゃんと読んでくださいというのを申し上げてきて、文化庁のホームページ上に契約書のひな形のようなものはどんどん上げてほしいと言っていたのですが、悲しいかな、国としては各企業に対してこの契約書で契約しなさいという命令はできません。命令できないから、各企業の考え方によって契約書が作られる。実は著作者の側からも契約書を出すことはできるのですが、ほとんどの著作者が、私の属している世界での例ですが、知らないと思ひ込むがゆえに、契約書を自分から出す人はほとんどいないし、出てきた契約書に対してチェックする人も少ないということが現状です。

ですから、別のところで申し上げていますが、義務教育の段階から著作権教育はぜひ必要である。なぜならば、自分に、著作者にはどういう権利があって、どういう権利がないかということを知っておかなければ、まっとうな社会活動はできないからです。

出版文化にあこがれて、出版物に関わりたくて出版社に入った方はたくさんいらっしゃいます。どちらかと言うと芸術家肌の方もたくさんいらっしゃるわけです。悲しいかな、著作権について、ほかの業種の方と比べると知識が余り豊かでない方が編集作業に関わっている場合が多く見受けられます。もちろん、著作権部に属していらっしゃる方、ライツ管理に関わっていらっしゃる方は別ですが、非常に明治のにおいを引きずった世界です。

だから、先ほど瀬尾委員がコミックやアニメに関して、日本独自の発展をしてきた、そのシステムをきちんと見直すべきだとおっしゃいましたけど、私はシステムだとは思っていません。自由な発想を可能にしてきた日本人特有の物の考え方、とらえ方に原点があると思っています。これこそが文化だと思っています。つまり、漫画に関して言いましたら、漫画とはこういうものだという常識を持たずに、日本の漫画は発展したわけです。海外からは、さんざんたたかれました。今を去ること30年、40年前にこんなコミックではないと、欧米系の漫画家、出版社からはさんざん言われ続けてきました。つまり、日本人は自分が気づいていないところで、これってこういうものだという枠、壁というものが非常に低いので、やすやすと乗り越えてしまう。それは、実は日本語の文化が基になっていると思っています。漢字、平仮名、片仮名を

使い分ける。縦書きも横書きも対応できる。そして、この感情表現豊かな、自然表現豊かな日本語。そういうものに知らず知らずに接していることによって、枠を緩やかに乗り越えていく。だから、豊かな発想を持てるのだと思います。

実はデジタル・ネットワーク社会において、日本語というものを真剣に大事にしていけないといけない。それには、欧米型のシステムじゃなくて、自信と勇気と決断力を持って日本語を守りながらデジタル化していくということを、本当に真剣に考えるべきだと思います。日本文化の根源が失われるかもしれないこの過渡期において、私たちは、私たちの文化を作り上げてきた過去の豊かな文化的土壌に対してもっと自信を持つべきだと思っております。

後の話はずれましたが、松田委員がおっしゃった契約法を明確に打ち出すことによって、契約が何であるかよく知らない方も公平に契約が結べるという土壌を作るとはとても大事だと思います。ですから、著作権が何とか、あるいは著作隣接権、版面権がどうかなんて言っているよりも、契約で決めてしまう。そして、シンプルな契約、誰もが分かる契約、子供でも分かる契約、余りにも芸術家っぽ過ぎて字も読みたくない人でも公平に使える契約。そういうものを作り上げていくべきだと思いますし、それがあって初めて公平な利活用ができると思っております。

私は著作権者である若い方たちの立場に立って発言してきたつもりではありますが、決して出版者の努力をないがしろにするものではありません。しかし、いきなり著作隣接権というのは余りにも危険だと思っております。ヒアリングに呼ばれない弱小の出版社がどのような仕事をしているかを、ぜひ想像力を発揮して考えていただきたいです。デジタル配信業者もそうです。でも、ヒアリングの対象になったり、こういうところで物が言える、大手のちゃんとした仕事をしている方以外に多くのいろいろな仕事のやり方がある。だからこそ、著作権を付与することにに関して法で決めてしまうことに対して、ものすごく不安感を抱くということもぜひご理解いただきたい。そういう弱小の、今でさえ著作権法を無視した行いをしている弱小出版社はいっぱいあります。そこに著作隣接権を法的に自動的に与えてしまったらどうなるか。もっとがんじがらめになって、もっと塩漬けになって、もっと利活用が損なわれるということに想像力を働かせた上で、法制度というのは考えていかなければいけないと思っております。

長くなって、しかも感性に訴える意見ばかりで大変失礼いたしました。以上です。

【野村主査】 それでは、瀬尾委員、どうぞ。

【瀬尾委員】 今の契約法のお話で、今も里中委員からもございましたけど、私も先ほど日本的な創造のサイクルのようなお話をちょっとさせていただいたのですが、その中の一つに、

確かにプロとして食べている人もたくさんいるし、なかなか平等な契約を得られない著作者もたくさんいるのですが、実は私の考える日本的な構造というのは、各分野非常に幅広くて、そして深い。アマチュア層、一般の方たちが特にインターネット時代になって、創作をしつつ創作を支えるという要素を非常に厚く持っているということが、日本的な特徴の一つかなと思っています。

そういう方たちがプロとして活動したり、世の中に物を発表していくことを妨げないような仕組みがないといけない。そのときに、今、里中委員もおっしゃいましたが、契約がやはり力関係だけで決まってしまうと、どうしても最初に見出されたこれからの権利者は非常に弱い立場になってしまうこともある。だからといって、全ての権利を主張してもうまくいかないの、世の中で流通させるために双方のことを考えたガイドライン的なものがやはりあって、初めてたくさんの著作者をどんどん世の中に出していけたり、またはそれで食べていく著作者をきちんと担保できたりするのではないかと思います。

それに関して、例えば著作権法を主張して裁判で争うというのは、今の日本の裁判制度の中で絶対に双方得にならないシステムになっていますから、裁判で決めるのではなく、そのガイドラインに基づいた双方の合意で契約をして、そして、経済的な立場が非常に甚だしく違う場合でも、どちらも強過ぎず両方が満足できる部分を示していくと。これは、今後、物を実際に作っていく全体の構造の中で、まず大事なことだと思います。

ですから、契約法というようなものが、先ほど、2点あったことによって、権利を付与しないでも解決できるという糸口も示されましたけど、その反面の今のような部分とのバランスをとった議論がなされるようであれば、非常によろしいと思います。

この次の章で議論するということなので、また、少しそのところでお話ししていきます。

【野村主査】 ほかに、ご意見どうでしょうか。

河村委員、どうぞ。

【河村委員】 すみません、全然違う点についてなんですが、報告書（案）の4ページ、「著作権保護思想の退化」のところですけども、2つ目の丸に、「私的複製についても、いわゆる『ダビング10』について触れつつ、なぜ10回までなら自由に複製が可能なのか、個人使用のための私的複製によりコンテンツが永久に保存されることについてどう考えていくべきなのかとの視座から、私的複製を補償金でカバーする制度を見直す必要があるのではないかの指摘がなされた」ということを、「ダビング10」に関してはこれだけの記述で表されているのですが、私はこの話が出たときの委員会の議事録も読みましたけれども、そもそもすごく誤

解を含んでいる表現ですし、私はこのときに反論しています。

例えば、私的複製ということでこの話をしてしまうと、私的複製というのは買ってきたCDですとか、著作権法の中で許されていることがいろいろあるわけですがけれども、自分で撮ったものを別にすれば、私的複製として許されている録画というのは私の知る限り無料の放送だけです。多分、有料放送はコピーネバーの放送をされているはずですし、もちろん売っている映像作品のパッケージはコピーしてはいけないわけですし、コピーできないわけです。ですから、著作権法で私的録画と読んでいるのは、地上波の放送、基幹放送の録画のことです。

それで、「10回までなら自由に複製」と書くとはすごくおかしい話になりまして、世界の中で公共放送も含めた無料広告放送に何回までならコピーしていいですというルールをかけているのは日本だけです。欧米ではそんな制限はかけていません。これは、いわゆるプライベートな空間で録画機を持っていて、それこそタイムシフト、プレイスシフトと言われてはいますがけれども、自分がプライベートな空間でプライベートな目的で録画することは、著作権法上も何枚という制限はなくて自由であるはずだと、しかしそれを誰かに配るとか、まして売るなどということをしたら、それは当然私的複製の範囲を超えた違法行為の話ですから、全然違うことだと何度も申し上げてきました。地上放送は基幹放送であり、ドラマやアニメは映画だけではなく、この放送には政見放送とかニュースとか災害特別放送とか全部入っているので、それ何度も申し上げているのですが、どうしても放送の録画のことになると、貴重な著作物を無断でコピーしているけしからん話にすり替わるんです。

消費者の行為は合法的なものですが、もしそれが嫌なら、極端な話、著作権者は地上波にそのコンテンツを流さなければいいわけです。テレビ局は広告収入で成り立っており、権利者もその中から利益を得て、それだけでなく大衆に周知できたりなどメリットを得てきたはずですが、そのことについてまるで視聴者の横暴な振る舞いのように表現されるのは納得できません。

このことは、何回言っても分かっていただけないので、ちょっとしつこくして申しわけないです。「私的複製によりコンテンツが永久に保存される」とありますが、永久になど保存できません。まず、「ダビング10」は孫コピーというコピーが許されておりませんから、メディアシフトができません。ですから、そのメディアが廃れたら終わりです。また、CDもそうですが、DVDについても恐らくそんなに長い耐久性はありません。数十年なのではないかと言われてはいます。若い人だったら、生涯持っていたとしても使えなくなる可能性の方が高いですから、永久保存できるものができるというのは誤解です。そして、国民の中のとてとたくさんの人が録画機を持っていますが、その中で違法にアップロードしたりしている人たちは、本当にごく

ごくわずかの人です。それを、録画行為を全部一緒くたにして、泥棒行為というような言い方になってしまうのですね。

この4行だけで「ダビング10」のことを触れるのは、私は大反対でございます。それでしたら、「ダビング10」とは世界中で日本だけが基幹放送にかけているDRMであるということですから、ちゃんと私の意見もここに入れていただかないと、これではまるで世の中の人に誤解を与える表現だと思います。

【壹貫田課長補佐】 よろしいでしょうか。

ここの箇所ですけれども、基本的には先ほども申し上げましたけれども、有識者のご意見をそのまま書いているという整理にさせていただきます。

先ほど河村委員からお話がありました点につきまして、こういう考え方ではないというご意見がある場合には、基本的には論点3ですね、まだ書いておりませんが、第4章のところでは私的録音・録画の補償金の話なども書いてございますので、もし河村委員の方から具体的にこういうことではないということがございましたら、第4章の方でそういったご指摘をいただければ、また反映の在り方を考えてみたいと思います。

以上でございます。

【野村主査】 そういう処理でよろしいですか。

【河村委員】 よろしいですかと言われても困ります。ヒアリングをした先生方が出された資料などが、報告書の中にこのように盛り込まれるということに、私、実はびっくりしましたが、ここで話し合われたことというよりも、ヒアリングで来た先生のお話の中から、どこを取り上げるかを事務局がお選びになっているのでしょうかけれども、報告書の作り方として、少しバイアスがかかっているという印象を受けています。

「ダビング10」については、その先生がこう出されたからこうだとおっしゃるようすけれども、よく事情の知らない人が読むと、この委員会の見解であるかのように、誤解を招く表現だと思います。なぜ10回まで自由に複製が可能なのかとありますが、逆になぜ制限がかかっているのかと聞きたいぐらいです、政見放送やニュースをやっている基幹放送については、視聴者が保存してはいけないとか、そういう思想の方が私は理解できません。

この仕組みは、民間の放送局と電器メーカーの間のルールの話ですから、私は総務省での検討の過程で何回も言いましたけれども、そんなに嫌だったら、例えばアニメの映画を地上波で流す人は、それだけコピーネバーで流せばいいと言ったこともあります。で、「権利者のご要望によりこの番組はコピーネバーで放送しています」と表示したらいかがですかと。つまり番

組や局によって自由に切り替えたらいいのではないかと。どのような放送がビジネス的に損か得か、そのことによって視聴者にどのように感じられるかを考えて放送したらいいと。この著作権者は合法的なプライベートな録画も許さないという意志を消費者に宣言して放送したらいいということです。そうした方がいいと思うならばという話です。そうしない方がいいと考える権利者は、そうではなくしてみたらいかがですかと意見を言ったぐらいです。そういうことができるはずなのです。なのに、これでは視聴者を泥棒扱いするだけの表現になっています。

非常に納得できないのですが、よろしいですかと言われると。私の意見だけここに入れるわけにはいきませんので。

【野村主査】 「指摘がなされた」という表現がちょっとあいまいなのかもしれないのですがけれども、基本的にヒアリングでこういう意見が出されましたということが分かるように書かれていればよろしいということですね。そして、委員の意見は意見として、いろいろご発言いただいていますので、先ほど事務局から第4章という話がありましたけれども、その辺が分かるような形で、若干、事務局の方で検討していただくということにしたいと思います。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】 今のところの書きぶりは書きぶりとして工夫されればよいと思いますけれども、1個だけちょっと気になったので申し上げますと、「ダビング10」は制度ではないですね。今、河村委員がおっしゃったように、放送局やメーカーなど民間の取り決めで、どちらかと言うと契約の範疇の話ではないかと思います。ここで問題とすべきは、それを録音録画補償金制度でどうするのかという、その程度のところなので、その辺りは我々もちょっと注意をしておいた方がよいかという気がいたしました。

【野村主査】 ほかに、ご意見いかがでしょうか。

本日いろいろご意見いただいて、次回にはそれを取り入れた形で最終的な報告書(案)をお示ししたいと思いますので、今日の段階でいろいろご意見をいただければと思いますけれども、まだ時間も十分ありますので。

それでは、瀬尾委員、お願いいたします。

【瀬尾委員】 「第4章を除く」となっている部分について、まだまとまった形でないのでなかなか難しいでしょうけれど、今回で概要を大体まとめるとすると、大体のガイドラインとどうか大ざっくりなお話をちょっとすることはできないのでしょうか。

【野村主査】 事務局からですか。

【瀬尾委員】 事務局から簡単に「こんなイメージです」という説明があって、ここで意見

が出て、それについて対応することができるのであれば、時間もあるのでしたらいいと思ったのですが。

【野村主査】 ただ、どちらかという資料2の論点3をまとめるということで、今日、後ろの方はちょっとご意見をいただきましたけれども、前の方は既に前のご意見をいただいているところなので、大体取り上げられる論点としては、この資料2にあるようなところを事務局でまとめることを考えているということです。そこで、資料2に戻る形にはなるかもしれませんが、何かご意見があればご自由におっしゃっていただければ。

【瀬尾委員】 ちょっと何かした方が次に報告書を決められるかと思いました。

【野村主査】 ちょっと今、想定しにくいかもしれませんが、第4章で書かれると思われる部分も含めて、ご意見ありましたら。

【宮川委員】 質問なのですが、よろしいですか。

【野村主査】 はい、どうぞ。

【宮川委員】 まだ第4章を除いているので、どういう方向になっていくのかちょっと分かりませんが、この論点3の部分を読みましても、かなりいろいろな問題について、必ずしも同じ方向の意見ばかりではないとお見受けしているのですが、タイトルを見ると、「課題ととるべき方向性について」というタイトルになっておりますが、一定のものを提示するご予定なのか、あるいはいろいろな意見を併記するような形でおまとめになる予定なのか、伺いたいと思います。

【壹貫田課長補佐】 基本的には、出されたご意見を踏まえたものを併記するという事も考えてございます。論点3のところはまだ文章化しておりませんで、今日、論点3の残りの部分をご議論いただき、それを踏まえて報告書の具体的な案を作成しようと思っておりました。ご指摘いただきました点につきましては、明確に考えがあるわけではございませんけれども、委員がおっしゃるとおり、論点の中にも種々、同じ方向性でもちょっとずつ違う筋合いのご意見があったりしますので、報告書として最後にまとめるときには、委員の皆様方に出していただいた資料2もそのまま参考資料という形で付けて、全ての意見を一つのシナリオとしてちゃんと目を通せる形の体裁にしたいと思っております。報告書を具体的に書いていく中で、委員の皆様方とご相談させていただいて、また必要になればご指摘をいただければと思っております。

【野村主査】 ほかに、いかがでしょうか。

河村委員、どうぞ。



【河村委員】 すみません、報告書になる段になって、いろいろ言葉足らずだったということをご反省していますので、しつこいかもしれませんが言い足りないことは付け加えておこうと思います。

先ほど「複製されるのがいやならば映画をコピーネバーで放送すればいいではないか」と、総務省で発言したということだけ切り取られると非常に困るので、もう少しきちんとっておきたいと思います。

番組ごとに制限を変えて、「著作権者の意向によりコピーネバーで放送します」として見たらいいではないかと申し上げた意味は、競争してみるという意味です。つまり、放送局ごとに、あるいは権利者さんやスポンサーの判断で、制限を変えるということです。視聴者の私的な複製は妨げないといって放送するのと、そうではないのと、どちらがビジネス的に良いか、競争するというのが正しいやり方で、横並びで全部の放送局が全ての番組を、「ダビング10」で放送することはおかしいのではないかと意見を申し上げたということです。そういうことはすごく大切で、国民全部、ネットユーザー全部、万引きする人みたいな扱いをして横並びの制限をかけるのではなく、ある程度自由な中で、ビジネスで競争というものが起こるのがいいと思います。

放送番組の二次利用についても、私の意見の中に書きましたけれども、すごく使いやすく、リーズナブルな値段で、非常に選択肢のある、つまりコンテンツが網羅的に入っている、利用しやすいものがあれば、私的複製ができる環境でも、お金を払ってでも私たちは利用します。そういうことが全体に欠けているというのが、消費者の立場からの意見です。

以前、Appleがダウンロードする音楽配信のビジネスを始めるときに、AppleのCEOのステイブ・ジョブスさんが言ったという言葉を読んだことがあるのですが、このようなことを引用するといけないのかもかもしれませんが、「ただでダウンロードできるようなものを有料でサービスしてもビジネスが成り立たないのではないですか。」と聞かれたときに、「十分に扱いやすいサービスでリーズナブルな値段であれば、好き好んで違法行為をする人はそんなに多くないだろう。私たちは違法な海賊版と闘うのではなくて競争する。」とおっしゃったんですね。そういう発想が必要ではないかと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかに、ご意見いかがでしょうか。

それでは、まだ時間が残っていますけれども、今日の段階ではこれでよろしいということでしょうか。

では、次回、第4章も含めて、今日いろいろご意見をいただいたところを踏まえて、改めて報告の全体版を事務局と私の責任で作成してお示しした上で、意見交換を行っていただくということにしたいと思います。

【壹貫田課長補佐】 本日は、ありがとうございました。

最後に1点補足でございますけど、前回は申し上げましたけれども、この報告(案)も含めまして、大体1週間ぐらい前に委員の皆様方に送付をさせていただいているところでございます。この著作権制度に関しましては、種々いろんな観点からご意見があることは、事務局とても十分承知しておりまして、できるだけ正確に委員の皆様方のお話も伺いたいと思っております。したがって、よろしければぜひ文書にしてご提出いただければ、それをまたこちらの方で反映させていただきたいと思っております。我々が口頭での発言を反映する場面において、またミスリードな文章になってもいけないと思っておりますので、ぜひ、もし追加でご意見等々ございます場合には、文書で予めいただけると大変助かります。

次回の小委員会でございますけれども、次回は8月23日の月曜日、15時から17時の予定で、本日と同じ場所の旧文部省庁舎6階第2講堂にて開催する予定となっております。よろしくお願いたします。

【野村主査】 それでは、これで第4回の基本問題小委員会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。